

公立大学法人富山県立大学教職員給与規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人富山県立大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 29 条の規定により、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）に勤務する常勤の教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第 2 条 教職員の給料は、公立大学法人富山県立大学教職員の勤務時間等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給料表)

第 3 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 行政職給料表(別表第 1)
- (2) 教育職給料表(別表第 2)
- (3) 技能労務職給料表(別表第 3)

2 前項の給料表は、学長以外のすべての教職員に適用する。

3 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

4 教職員の職務の級は、別に定める基準に従い決定する。

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第 4 条 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

3 教職員の昇給は、別に定める日に、同日前において別に定める日以前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規程により教職員（次項に規定する教職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号級

数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号級数を4号給（行政職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

- 5 55歳以上の教職員で別に定めるものの第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じ別に定める基準に従い決定するものとする。
- 6 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は別に定める。
- 9 就業規則第24条の規定により採用された教職員（以下「再雇用教職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用教職員の欄に掲げる給料月額のうちその者の属する職務の級に応じた額（以下「再雇用給料月額」という。）とし、再雇用教職員のうち短時間勤務の職を占める者（以下「再雇用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、再雇用給料月額に勤務時間等規程第2条第3項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（学長の給料月額）

第5条 学長の給料月額は、別表第4に定める。

（給料の支給）

第6条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、一給与期間につき、給料月額の全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、毎月15日とし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、当該給与期間内の日のうち別に定める日に支給する。ただし、特に必要があるときは、理事長はこれを変更することができる。

第7条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 教職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期

間の初日から支給するとき以外るとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外るときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間等規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第8条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(管理職手当)

第9条 管理又は監督の地位にある教職員の職のうち別に定めるものについて、その特殊性に基づき、適正な管理職手当を定めることができる。

2 前項の規定による管理職手当は同項に規定する職を占める教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教職員(以下「行9級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害を有する者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級で

あるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教職員（以下「行8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,200円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに教職員となった者に扶養親族（行9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級以上職員等から行9級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族（行9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が教職員となった日、行9級以上職員等から行9級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級以上職員等以外の教職員となった日、教職員に扶養親族（行9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行9級以上職員等以外の教職員から行9級以上職員等となった教職員に扶養親族たる配

偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族（行9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている教職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族（行9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行9級以上職員等が行9級以上職員等以外の教職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等及び行9級以上職員等以外の教職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教職員で行9級以上職員等以外のものが行9級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で行8級職員等及び行9級以上職員等以外のものが行8級職員等となった場合
- (7) 教職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第 11 条の 2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別に定める地域に在勤する職員（国又は地方公共団体から派遣された職員に限る）に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 7 級地 100 分の 3

(住居手当)

第 12 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（富山県又は法人が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。）

(2) 第 14 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（富山県又は法人が設置する公舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住宅手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第 1 号に掲げる教職員のうち第 2 号に掲げる教職員でもあるものについては、第 1 号に定める額及び第 2 号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額

イ 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）を 11,000 円に加算した額

(2) 前項第 2 号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第 13 条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする教職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる教職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 月当たりの運賃等相当額」という。)が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第 2 号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再雇用短時間勤務教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める教職員にあつては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)
 - ア 自転車を使用する教職員(ウに掲げる教職員を除く。) 別表第 5

に掲げる自転車の使用距離の区分に応じた、同表に定める額

イ 自動車等のうち自転車以外のもの（以下「自転車以外の交通の用具」という。）を使用する教職員（ウに掲げる教職員を除く。）別表第6に掲げる自転車以外の交通の用具の使用距離の区分に応じた、同表に定める額

ウ 自転車及び自転車以外の交通の用具を併せて使用する教職員 それぞれの片道の使用距離に応じてア及びイに掲げる額を合計した額（その額が自転車及び自転車以外の交通の用具の片道の使用距離を自転車以外の交通の用具のみを使用して通勤するものとした場合に支給されることとなる額を超えるときは、当該自転車以外の交通の用具のみを使用して通勤するものとした場合に支給されることとなる額）

(3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第3号に掲げる教職員で、駐車場（別に法人が定めるものに限る。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項第3号の規定にかかわらず、同号に定める額に3,000円を超えない範囲内で当該駐車場の1月当たりの駐車料金の額を考慮して別に定める額を加算した額とする。

4 勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、勤務箇所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる

通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 前項の規定は、地方公務員その他別に定める者から引き続き教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、教職員となる直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

7 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として別に定める期間（自動車等及び駐車料金に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第14条 在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、勤務箇所の移転の直前の住居から勤務箇所の

移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められる者のうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000 円(別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が別に定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。

3 地方公務員その他別に定める者から引き続き教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、教職員となる直前の住居から教職員となった直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員(採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第15条 特殊勤務手当の種類並びに特殊勤務手当の支給を受ける教職員の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に定める。

(給与の減額)

第16条 教職員が勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1) 勤務時間等規程第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間である場合

(2) 勤務時間等規程第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)である場合

(3) 勤務時間等規程第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間等規程

第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合

- (4) 勤務時間等規程第 11 条に規定する休暇による場合
- (5) その他勤務しないことにつき特に承認のあった場合
(時間外勤務手当)

第 17 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 20 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額 に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で別に定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再雇用短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で別に法人が定める割合」とあるのは「100 分の 100」とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第 3 条第 2 項及び第 3 項により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(別に定める時間を除く。)に対して、勤務 1 時間につき、第 20 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 次に掲げる時間の合計が 1 月について 60 時間を超えた教職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項(第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 20 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて

得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等規程第3条第1項、及び第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。)の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
 - (2) 勤務時間等規程第4条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(別に定める時間を除く。) 100分の50
- 5 勤務時間等規程第8条第1項に 規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- (1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する別に定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合
 - (2) 前項第2号に掲げる時間 100分の50から第3項に規定する別に定める割合を減じた割合
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した教職員についても、同様とする。

(端数計算)

第 19 条 第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額及び第 17 条から前条までの規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 20 条 第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 第 17 条及び第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、次に掲げる額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(1) 給料の月額

(2) 地域手当その他別に定める手当の月額の合計額を超えない範囲内において別に定める額

(管理職員特別勤務手当)

第 21 条 次に掲げる教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 第 9 条第 1 項の規定に基づき別に定める職を占める教職員

(2) 学長

2 前項に規定する場合のほか、同項第 1 号に掲げる教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、同項第 1 号に掲げる教職員にあつては 12,000 円を超えない範囲内において別に定める額、同項第 2 号に掲げる教職員にあつては当該額のうち最高のものに 100 分の 150 を乗じて得た額とする。ただし、当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、それぞれその額に 100 分の 150 を乗じて得た額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内において別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な次項は、別に定める。

(特定の教職員についての適用除外)

第22条 第8条から第12条まで、第17条及び第18条の規定は、学長には適用しない。

2 第17条及び第18条の規定は、第9条第1項に規定する職にある教職員には適用しない。

3 第10条から第12条までの規定は、再雇用教職員には適用しない。
(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第25条まで及び附則第10項第2号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(次条及び第25条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第25条第2項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した教職員(第28条第6項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の130(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(これらの職員のうち、別に法人が定める職員を除く。以下この項、第26条及び附則第14項において「特定管理職員」という。)にあつては、100分の110を、学長にあつては100分の70)を、12月に支給する場合には100分の125(特定管理職員にあつては、100分の105)を学長にあつては100分の65)を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30

3 再雇用教職員に対する前項の規定の適用については、同項中100分の130とあり、及び100分の125とあるのは100分の72.5と、100分の110とあり、及び100分の105とあるのは100分の62.5と、100分の70とあり、及び100分65とあるのは100分の32.5とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。附則第10項第2号において同じ。)において

教職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が3級以上であるもの、同表以外の各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき別に定めるもの並びに学長については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して別に定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第53条第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第25条第2項第2号及び第3号の規定により解雇された教職員

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第25条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者

から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差し止処分」という。)を受けた者は、当該一時差し止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに 当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差し止処分を受けた者について、当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差し止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差し止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差し止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差し止処分を行う場合は、当該一時差し止処分を受けるべき者に対し、当該一時差し止処分の際、一時差し止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差し止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第10項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第25条第2項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の教職員のうち再雇用教職員以外の教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当 該教職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項及び附則第 10 項第 3 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に 100 分の 95(特定管理職員にあっては、100 分の 115)を乗じて得た額の総額

イ 学長 学長の勤勉手当基礎額に、100 分の 100 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教職員のうち再雇用教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に、100 分の 45(特定管理職員にあっては、100 分の 55)を乗じて得た額の総額

イ 学長 学長の勤勉手当基礎額に、100 分の 52.5 を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第 23 条第 5 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前項」とあるのは、「第 26 条第 3 項」と読み替えるものとする。

5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 24 条各号列記以外の部分中「前条第 1 項」とあるのは「第 26 条第 1 項」と、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日(第 26 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第 3 項第 3 号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第 26 条第 1 項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条第 1 項において同じ。)」と、同条第 4 号中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第 25 条中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。

(管理職手当等の支給方法)

第 27 条 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

(休職者の給与)

第 28 条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 2 条第 2 項に規定する通勤及び別に定めるこれに準ずる通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 教職員が、結核性疾患にかかり就業規則第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 教職員が前 2 項以外の心身の故障により就業規則第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4 教職員が就業規則第 16 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5 就業規則第 16 条第 1 項の規定により休職にされた教職員には、前 4 項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第 2 項又は第 3 項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第 23 条第 1 項に規定する基準日前 1 月以内に退職し、若しくは就業規則第 25 条第 2 項第 1 号に該当して解雇され、又は死亡したときは、第 23 条第 1 項の規定により別に定める日に、第 2 項又は第 3 項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める教職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第 24 条及び第 25 条の規定を準用する。この場合において、第 24 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条第 6 項」と読み替えるものとする。

(給与の支払)

第 29 条 給与の支払は、教職員の申出により、口座振替によることができる。

(給与からの控除)

第 30 条 給与の支給に際しては、その支給額から次に掲げるものの額に

相当する額を控除するものとする。

- (1) 源泉徴収に係る所得税額その他法令の規定により定められた額
 - (2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条第 1 項の規定による協定により控除することと定められたものの額
- （委任）

第 31 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定により法人の教職員となった者（以下「承継教職員」という。）並びに公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）及び公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成 13 年富山県条例第 52 号）の規定により富山県から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料表の適用については、別に発令されない限り、当該承継又は派遣の日の前日（以下単に「前日」という。）に富山県職員として適用されていた給料表の区分に従い次の表のとおりとし、級号給の適用については、前日に適用されていた給号給と同一の級号給（派遣の日に級号給に変更がある職員にあっては、変更後の級号給）とする。

富山県職員として適用されていた給料表	新たに適用される給料表
行政職給料表	行政職給料表
教育職給料表（1）	教育職給料表
技能労務職給料表	技能労務職給料表

- 3 承継教職員及び派遣職員で、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 32 年富山県条例第 34 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける富山県職員として在職したならば富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 26 年富山県条例第 72 号）附則第 5 条の規定による給料を支給されることとなる者に対しては、同条の規定に準じて当該給料を支給する。
- 4 前項の規定による給料を支給される教職員に関する第 8 条第 2 項及び第 23 条第 5 項（第 26 条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第 8 条第 2 項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第 3 項の規定による給料の額との合計額」と、第 23 条第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第 3 項の規定による給料の額との合計額」と

する。

- 5 承継教職員及び派遣職員の手当の認定については、前日に富山県職員として給与条例その他の給与に関する規程（以下「給与条例等」という。）により認定を受けていた内容に特段の変更が無い限り、当該同一の内容をもって認定を受けたものとみなす。
- 6 承継教職員、派遣職員及び臨時職員が法人の教職員になった日以降初めての期末手当及び勤勉手当の支給日における在職期間の計算については、富山県職員としての在職期間を通算する。
- 7 給与条例適用を受ける富山県職員として在職したならば、富山県一般職の職員等の給与に関する条例及び富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成 24 年富山県条例第 87 号）による改正前の給与条例第 10 条の 5 第 1 項第 2 号に該当する教職員については、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に限り「600 円」の住居手当を支給する。
- 8 当分の間、第 16 条の規定にかかわらず、教職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に法人が定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇（勤務時間規程第 14 条に規定する病気休暇をいう。以下この項において同じ。）又は当該措置の開始の日から起算して 90 日（別に法人が定める場合にあつては、1 年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。
- 9 平成 30 年 3 月 31 日までの間、教職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける教職員（再雇用教職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定教職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定教職員となった場合にあつては、特定教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 給料月額 当該特定教職員の給料月額（当該特定教職員が前項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に 100 分の 0.5 を乗じて得た額（当該特定教職員の給料月額に 100 分の 99.5 を乗じて得た額が、

当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額(当該特定教職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項及び附則第 11 項から第 13 項までにおいて「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定教職員の給料月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項並びに附則第 11 項及び第 12 項において「給料月額減額基礎額」という。))

- (2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額(第 23 条第 5 項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で別に法人が定める割合を乗じて得た額(同項に規定する別に法人が定める管理又は監督の地位にある教職員(以下この号において「管理監督教職員」という。)にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で別に法人が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 0.5 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第 5 項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で別に法人が定める割合を乗じて得た額(管理監督教職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で別に法人が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

- (3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額(第 26 条第 4 項において準用する第 23 条第 5 項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で別に法人が定める割合を乗じて得た額(同項に規定する別に法人が定める管理又は監督の地位にある教職員(以下この号において「管理監督教職員」という。)にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する 100 分の

25 を超えない範囲内で別に法人が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第 13 項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第 26 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 0.5 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第 4 項において準用する第 23 条第 5 項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で別に法人が定める割合を乗じて得た額(管理監督教職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で別に法人が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第 13 項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第 26 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(4) 第 28 条第 1 項から第 4 項まで又は第 6 項の規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第 28 条第 1 項 前各号に定める額

イ 第 28 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号及び第 2 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ウ 第 28 条第 4 項 第 1 号に定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第 28 条第 6 項 第 2 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表	6 級
教育職給料表	5 級

10 前項に規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日 に特定教職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に法人が定める。

11 附則第 9 項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから別に法人が定める時間を減じたもので除して得た額に 100 分の 0.5 を乗じ

て得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に法人が定める時間を減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

- 12 附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第17条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びその他の別に法人が定める手当の月額の合計額を超えない範囲内において別に法人が定める額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に法人が定める時間を減じたもので除して得た額に100分の0.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びその他の別に法人が定める手当の月額の合計額を超えない範囲内において別に法人が定める額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に法人が定める時間を減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。
- 13 附則第9項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教職員で附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.45(特定管理職員にあつては、100分の0.55)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90(特定管理職員にあつては、100分の110)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。
- 14 承継教職員及び派遣職員で、給与条例の適用を受ける富山県職員として在職したならば給与条例附則第22項の規定による給料を支給されることとなる者に対しては、同条の規定に準じて当該給料を支給する。
- 15 平成30年3月31日までの間における第14条第2項の規定の適用については、第14条第2項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で別に定める額」とする。
- 16 承継教職員で、給与条例の適用を受ける富山県職員として在職したならば給与条例附則第19項の規定の適用を受ける者に対しては、附則第2項により決定された級号給の1号給上位の級号給(承継の日に昇格する者にあつては、昇格後の級号給の1号給上位の級号給)とする。
- 17 公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例(平成27年富山県条例第3号)第6条に基づき廃止される前の富山県立大学において学長であった承継教職員が、この規程の施行の日において学長となる場合は、平成30年3月31日までの間、別表第4の適用に

については、別表第 4 中「965,000 円」を「984,000 円」とする。

- 18 附則第 2 項から第 6 項の規定は、人事交流等により富山県を退職し、引き続き教職員となった者について準用する。
- 19 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、月額 939 円（附則第 9 項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に 100 分の 99.5 を乗じて得た額）を給料として支給する。
- 20 前項の規定が適用される間、附則第 14 項の規定の適用を受ける者については、給与条例附則第 24 項の規定を準用する。
- 21 附則第 19 項の規定が適用される間、附則第 4 項の規定の適用については、「前項」とあるのは「前項及び附則第 19 項」と、「給料月額と附則第 3 項の規定による給料の額との合計額」とあるのは「給料月額と附則第 3 項の規定による給料の額と附則第 19 項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 22 前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 30 日から施行する
- 2 改正後の第 26 条第 2 項の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の附則第 19 項から第 21 項並びに改正後の別表第 1 から別表第 4 は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 改正後の各規定を適用する場合においては、改正前の各規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の各規定による給与の内払とみなす。
- 5 前 4 項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 日から施行する
- 2 改正後の第 26 条第 2 項の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の別表第 1 から別表第 3 は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

4 改正後の各規定を適用する場合においては、改正前の各規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の各規定による給与の内払とみなす。

5 前4項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第10条第3項及び第11条の規定の適用については次の票の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教職員(以下「行8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円	前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、 同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)
第11条第1項	扶養親族(行9級以上職員)	扶養親族

	<p>等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行 9 級以上職員等から行 9 級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等</p>	
	<p>その旨</p>	<p>その旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）</p>
<p>第 11 条第 1 項第 1 号</p>	<p>場合（行 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）</p>	<p>場合</p>
<p>第 11 条第 1 項第 2 号</p>	<p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）</p>	<p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有する</p>

		に至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
第11条第2項	扶養親族（行9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なつた日、行9級以上職員等から行9級以上職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級以上職員等以外の教職員となつた日	なつた日
	同項の規定による届出に係るものがない	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行9級以上職員等以外の教職員から行9級以上職員等となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級以上職員等となつた日	死亡した日
第11条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	においては、その	又は扶養手当を受けている教職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合において

		は、これらの
	その日が	これらの日が
	第 1 号又は第 3 号	第 1 号
	の改定	<p>の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者の</p>

		ない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第 11 条第 3 項第 2 号	扶養親族(行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	扶養親族

3 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、10 条第 1 項ただし書及び第 11 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 10 条第 3 項及び第 11 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教職員(以下「行 8 級職員等」という。)にあつては、3,500 円)、前項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族(行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、行 9 級以上職員等から行 9 級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合(行 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び行 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族(行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行 9 級以上職員等から行 9 級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行 9 級以上職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行 9 級以上職員等以外の教職員から行 9 級以上職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行 9 級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族(行 9 級以上職員等にあつ

ては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

4 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条改正後給与条例第 10 条第 1 項ただし書並びに第 11 条第 3 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、第 2 条改正後給与条例第 10 条第 3 項及び第 11 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等という。）」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 级以上」と、「行 8 級職員等」とあるのは「行 8 级以上職員等」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（行 9 级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、行 9 级以上職員等から行 9 级以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（行 9 级以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び行 9 级以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（行 9 级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行 9 级以上職員等から行 9 级以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行 9 级以上職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行 9 级以上職員等以外の教職員から行 9 级以上職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行 9 级以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（行 9 级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「行 8 級職員等が行 8 級職員等及び行 9 级以上職員等」とあるのは「行 8 级以上職員等が行 8 级以上職員等」と、同項第 6 号中「行 8 級職員等及び行 9 级以上職員等」とあるのは「行 8 级以上職員等」と、「が行 8 級職員等」とあるのは「が行 8 级以上職員等」とする。

5 前 4 項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 13 日から施行する
- 2 改正後の第 26 条第 2 項の規定は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の別表第 1 から別表第 3 は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 改正後の各規定を適用する場合には、改正前の各規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の各規定による給与の内払とみなす。
- 5 前 4 項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 14 日から施行する
- 2 改正後の第 26 条第 2 項の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の別表第 1 から別表第 3 は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 改正後の各規定を適用する場合には、改正前の各規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の各規定による給与の内払とみなす。
- 5 前 4 項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年 12 月 18 日から施行する。
- 2 改正後の第 26 条第 2 項の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の別表第 1 から別表第 3 は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 改正後の各規定を適用する場合には、改正前の各規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の各規定による給与の内払とみなす。
- 5 前 4 項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

別表第 1

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	

24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			

60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							

96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再雇用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない教職員に適用する。

別表第 2

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	173,500	216,400	277,100	324,300	406,000
2	175,600	218,700	280,100	327,200	408,300
3	177,600	220,900	282,900	330,300	410,700
4	179,600	223,100	285,700	333,300	413,200
5	181,500	225,200	288,500	336,500	415,300
6	184,000	227,300	291,000	339,100	417,800
7	186,500	229,500	293,200	341,700	420,000
8	189,000	231,600	295,600	344,400	422,500
9	191,500	233,900	298,200	347,400	424,200
10	194,300	236,300	300,700	350,300	426,700
11	197,000	238,700	303,100	353,400	429,000
12	199,700	241,100	305,700	356,700	431,300
13	202,300	243,200	308,000	359,500	432,700
14	204,200	245,600	310,000	361,400	434,900
15	206,000	248,000	312,100	363,600	437,100
16	208,000	250,400	313,800	366,100	439,400
17	210,000	252,400	316,000	368,300	441,500
18	211,700	255,500	318,100	370,500	443,900
19	213,500	258,600	320,100	372,600	446,200
20	215,200	261,700	322,100	374,500	448,600
21	217,000	264,600	324,100	376,500	450,700
22	218,900	267,600	326,500	378,400	453,000
23	220,800	270,500	329,100	380,400	455,400
24	222,700	273,400	331,900	382,100	457,700
25	224,500	276,200	333,900	383,500	459,700
26	226,600	278,800	335,900	385,300	461,900
27	228,700	281,300	338,000	387,100	464,000
28	230,800	284,000	340,400	389,000	466,200
29	232,700	286,800	342,800	390,900	468,300
30	234,900	289,200	344,900	392,600	470,600
31	237,200	291,400	346,800	394,300	472,800
32	239,500	293,800	348,600	396,000	474,900

33	241,700	296,000	350,600	397,600	476,800
34	243,500	298,200	352,700	399,400	478,900
35	245,200	300,700	354,800	400,900	481,200
36	246,900	302,900	356,800	402,700	483,400
37	248,600	305,400	358,400	403,800	485,500
38	250,200	307,000	360,400	405,400	487,500
39	251,600	308,700	362,500	406,900	489,400
40	253,200	310,400	364,400	408,400	491,300
41	255,200	312,300	366,300	409,300	493,300
42	256,900	312,800	368,200	410,900	495,200
43	258,300	313,700	370,000	412,400	496,900
44	259,900	314,600	371,800	414,000	498,800
45	261,100	315,500	373,600	415,300	500,700
46	262,600	316,500	375,400	416,900	502,500
47	264,300	317,300	376,900	418,300	504,300
48	265,600	318,300	378,700	419,900	506,200
49	267,000	319,200	380,200	421,300	507,900
50	267,700	320,100	381,800	422,600	509,600
51	268,300	320,900	383,400	423,900	511,400
52	269,200	321,700	385,100	425,200	513,300
53	269,900	322,900	386,200	425,900	514,900
54	270,500	323,700	387,700	426,900	516,500
55	271,200	324,500	389,100	427,800	518,200
56	272,000	325,300	390,700	428,700	519,800
57	272,700	326,000	392,000	429,600	521,400
58	273,800	327,100	393,400	430,500	522,700
59	274,700	328,200	394,700	431,400	524,000
60	275,700	329,200	396,200	432,300	525,200
61	276,700	330,200	397,500	433,200	526,400
62	277,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	278,600	332,300	400,400	435,100	528,400
64	279,500	333,400	401,900	436,200	529,400
65	280,400	334,100	402,900	437,100	530,000
66	281,100	335,200	404,000	438,100	530,900
67	282,100	335,900	405,000	439,100	531,800
68	283,000	337,000	406,100	440,000	532,700

69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400
71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,800	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,400	346,000	414,000	449,000	
79	293,300	346,900	414,300	449,700	
80	294,200	347,800	414,600	450,300	
81	295,100	348,800	414,900	451,100	
82	296,000	349,800	415,200	451,800	
83	296,900	350,800	415,400	452,100	
84	297,800	351,800	415,700	452,700	
85	298,300	352,400	416,000	453,100	
86	299,100	353,000	416,300	453,400	
87	299,900	353,600	416,600	453,700	
88	300,800	354,200	416,900	454,000	
89	301,400	354,800	417,100	454,300	
90	302,000	355,200	417,400		
91	302,700	355,600	417,700		
92	303,300	356,100	418,000		
93	304,000	356,600	418,200		
94	304,600	357,000	418,500		
95	305,200	357,500	418,800		
96	305,800	358,000	419,100		
97	306,500	358,600	419,300		
98	307,100	359,100	419,600		
99	307,700	359,500	419,900		
100	308,300	360,000	420,100		
101	308,700	360,400	420,300		
102	309,000	360,900	420,600		
103	309,300	361,200	420,900		
104	309,700	361,700	421,100		

105	310,000	362,200	421,300		
106	310,400	362,600			
107	310,700	363,100			
108	311,000	363,600			
109	311,400	364,000			
110	311,700	364,500			
111	312,100	365,000			
112	312,500	365,400			
113	312,800	365,800			
114	313,200	366,200			
115	313,500	366,700			
116	313,800	367,100			
117	314,000	367,500			
118	314,300	367,900			
119	314,700	368,400			
120	315,100	368,800			
121	315,300	369,100			
122	315,600	369,500			
123	316,000	370,000			
124	316,400	370,300			
125	316,600	370,700			
126	316,800	371,200			
127	317,100	371,700			
128	317,500	372,100			
129	317,700	372,500			
130	318,000				
131	318,400				
132	318,600				
133	318,800				
134	319,100				
135	319,500				
136	319,700				
137	319,900				
138	320,100				
139	320,300				
140	320,600				

141	321,000				
142	321,300				
143	321,600				
144	321,900				
145	322,300				
146	322,600				
147	322,800				
148	323,100				
149	323,500				
150	323,800				
151	324,100				
152	324,300				
153	324,600				
154	324,900				
155	325,200				
156	325,500				
157	325,700				
再雇用 職員	235,600	282,800	293,800	315,700	399,700

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教、助手及び教務職員に適用する。

別表第3

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	132,300	183,600	205,200	251,500
2	133,200	185,100	206,400	252,700
3	134,200	186,600	207,800	253,800
4	135,100	188,000	209,100	254,900
5	136,100	189,200	210,400	255,800
6	137,100	190,700	211,800	257,000
7	138,100	192,100	213,200	258,100
8	139,100	193,400	214,600	259,300
9	139,900	194,800	215,900	260,400
10	140,900	195,800	217,500	261,200
11	141,900	197,100	219,100	262,400
12	143,000	198,200	220,500	263,600
13	143,800	199,400	221,700	264,600
14	144,800	200,500	223,200	265,600
15	145,800	201,600	224,700	266,500
16	146,800	202,700	226,000	267,400
17	147,900	203,600	226,900	268,400
18	149,200	204,700	227,600	269,500
19	150,400	205,700	228,500	270,500
20	151,600	206,700	229,500	271,300
21	152,700	207,600	230,300	272,300
22	153,900	208,700	231,800	273,200
23	155,100	209,800	233,100	274,200
24	156,300	210,800	234,200	275,000
25	157,400	211,700	235,600	275,800
26	158,900	212,600	236,900	276,900
27	160,400	213,300	238,200	278,000
28	161,900	214,200	239,500	279,100
29	163,300	215,100	240,300	280,000
30	164,700	216,300	241,500	281,100
31	166,200	217,300	242,800	282,100
32	167,700	218,200	243,900	283,100

33	169,100	218,800	245,000	283,800
34	170,900	220,000	246,200	284,700
35	172,700	221,100	247,300	285,600
36	174,500	222,300	248,500	286,700
37	176,200	222,800	249,800	287,300
38	177,900	223,900	250,800	288,200
39	179,600	225,100	252,100	289,100
40	181,300	226,100	253,400	290,000
41	182,800	226,900	254,400	290,600
42	184,200	228,100	255,600	291,600
43	185,500	229,100	256,500	292,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500
45	188,400	231,300	258,600	294,200
46	189,700	232,200	259,600	295,100
47	191,100	233,300	260,700	296,000
48	192,500	234,300	261,600	296,900
49	193,800	235,300	262,800	297,600
50	194,900	236,300	263,800	298,200
51	196,000	237,300	264,900	298,900
52	197,200	238,300	265,600	299,700
53	198,300	239,400	266,500	300,300
54	199,400	240,400	267,600	301,100
55	200,300	241,100	268,800	301,800
56	201,400	241,800	270,000	302,500
57	202,500	242,700	270,800	303,200
58	203,500	243,600	271,800	303,900
59	204,500	244,500	272,900	304,700
60	205,500	245,200	273,900	305,400
61	206,600	246,000	274,900	306,000
62	207,500	246,900	276,000	306,700
63	208,400	247,800	276,800	307,400
64	209,300	248,700	277,900	308,100
65	210,000	249,500	278,700	308,600
66	210,800	250,300	279,500	309,100
67	211,500	251,100	280,300	309,700
68	212,300	251,800	281,100	310,300

69	212,700	252,500	281,700	310,900
70	213,300	253,100	282,500	311,300
71	213,600	253,500	283,300	311,800
72	214,000	253,900	284,000	312,300
73	214,200	254,100	284,800	312,600
74	214,600	254,500	285,500	313,100
75	215,100	255,000	286,300	313,600
76	215,700	255,500	287,100	314,000
77	215,900	255,800	287,700	314,200
78	216,600	256,200	288,200	314,500
79	217,100	256,700	288,700	314,800
80	217,600	257,200	289,100	315,100
81	218,300	257,500	289,500	315,400
82	218,600	257,800	289,900	315,700
83	219,200	258,100	290,400	316,000
84	219,900	258,400	290,900	316,300
85	220,500	258,600	291,300	316,500
86	220,900	258,800	291,900	316,900
87	221,300	259,100	292,500	317,200
88	222,000	259,400	293,100	317,400
89	222,500	259,600	293,400	317,600
90	223,000	259,800	293,900	317,900
91	223,500	260,200	294,400	318,200
92	223,900	260,400	294,800	318,500
93	224,300	260,700	295,200	318,700
94	224,700	261,100	295,700	319,000
95	225,100	261,400	296,200	319,300
96	225,400	261,700	296,700	319,500
97	225,700	261,900	297,000	319,700
98	226,200	262,200	297,400	320,000
99	226,700	262,400	297,900	320,300
100	227,200	262,700	298,400	320,500
101	227,600	263,000	298,800	320,700
102	228,100	263,200	299,200	
103	228,700	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	

105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	
125		269,100	305,900	
126		269,300	306,200	
127		269,600	306,500	
128		269,900	306,700	
129		270,100	306,900	
130		270,300	307,200	
131		270,600	307,500	
132		270,900	307,700	
133		271,100	307,900	
134		271,300		
135		271,600		
136		271,900		
137		272,100		
再雇用職員	193,600	204,700	223,200	244,000

備考 この表は技能労務従事者に適用する。

別表第 4

職名	給料月額
学長	965,000 円

別表第 5

自転車を使用する職員

使用距離	通勤手当額
	円
3 k m 未満	2,000
3km 以上 4km 未満	2,420
4km 以上 5km 未満	2,840
5km 以上 6km 未満	3,260
6km 以上 7km 未満	3,680
7km 以上	4,100

別表第 6

自転車以外の交通の用具を使用する職員

使用距離	通勤手当額	使用距離	通勤手当額	使用距離	通勤手当額
3km 未満	円 2,610	22km 以上 23km 未満	円 13,810	42km 以上 43km 未満	円 24,990
3km 以上 4km 未満	3,170	23km 以上 24km 未満	14,370	43km 以上 44km 未満	25,540
4km 以上 5km 未満	3,730	24km 以上 25km 未満	14,930	44km 以上 45km 未満	26,090
5km 以上 6km 未満	4,290	25km 以上 26km 未満	15,490	45km 以上 46km 未満	26,640
6km 以上 7km 未満	4,850	26km 以上 27km 未満	16,050	46km 以上 47km 未満	27,190
7km 以上 8km 未満	5,410	27km 以上 28km 未満	16,610	47km 以上 48km 未満	27,740
8km 以上 9km 未満	5,970	28km 以上 29km 未満	17,170	48km 以上 49km 未満	28,290
9km 以上 10km 未満	6,530	29km 以上 30km 未満	17,730	49km 以上 50km 未満	28,840

10km 以上 11km 未滿	7,090	30km 以上 31km 未滿	18,290	50km 以上 51km 未滿	29,390
11km 以上 12km 未滿	7,650	31km 以上 32km 未滿	18,850	51km 以上 52km 未滿	29,940
12km 以上 13km 未滿	8,210	32km 以上 33km 未滿	19,410	52km 以上 53km 未滿	30,490
13km 以上 14km 未滿	8,770	33km 以上 34km 未滿	19,970	53km 以上 54km 未滿	31,040
14km 以上 15km 未滿	9,330	34km 以上 35km 未滿	20,530	54km 以上 55km 未滿	31,590
15km 以上 16km 未滿	9,890	35km 以上 36km 未滿	21,090	55km 以上 56km 未滿	32,140
16km 以上 17km 未滿	10,450	36km 以上 37km 未滿	21,650	56km 以上 57km 未滿	32,690
17km 以上 18km 未滿	11,010	37km 以上 38km 未滿	22,210	57km 以上 58km 未滿	33,240
18km 以上 19km 未滿	11,570	38km 以上 39km 未滿	22,770	58km 以上 59km 未滿	33,790
19km 以上 20km 未滿	12,130	39km 以上 40km 未滿	23,330	59km 以上 60km 未滿	34,340
20km 以上 21km 未滿	12,690	40km 以上 41km 未滿	23,890	60km 以上	34,890
21km 以上 22km 未滿	13,250	41km 以上 42km 未滿	24,400		